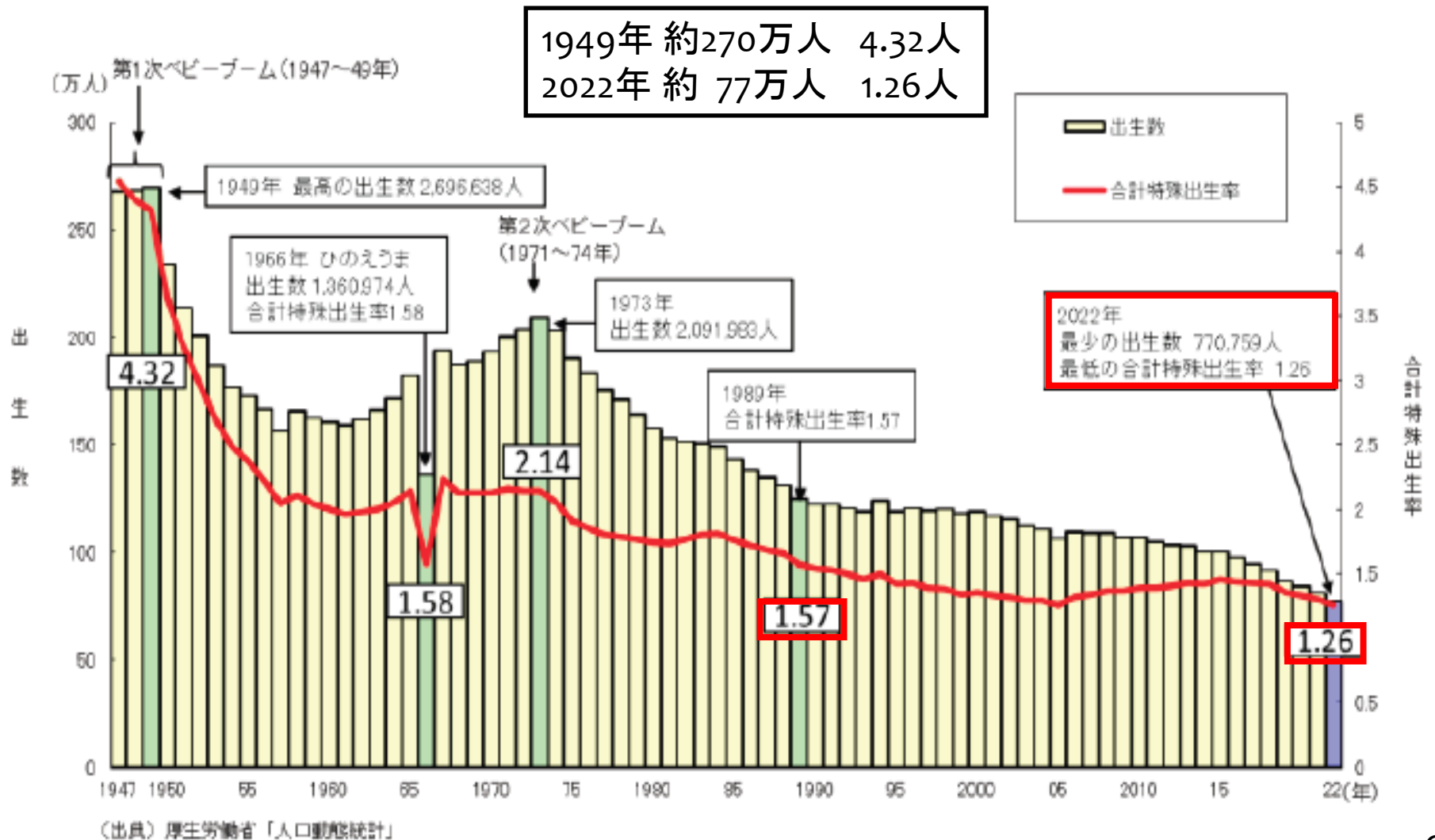


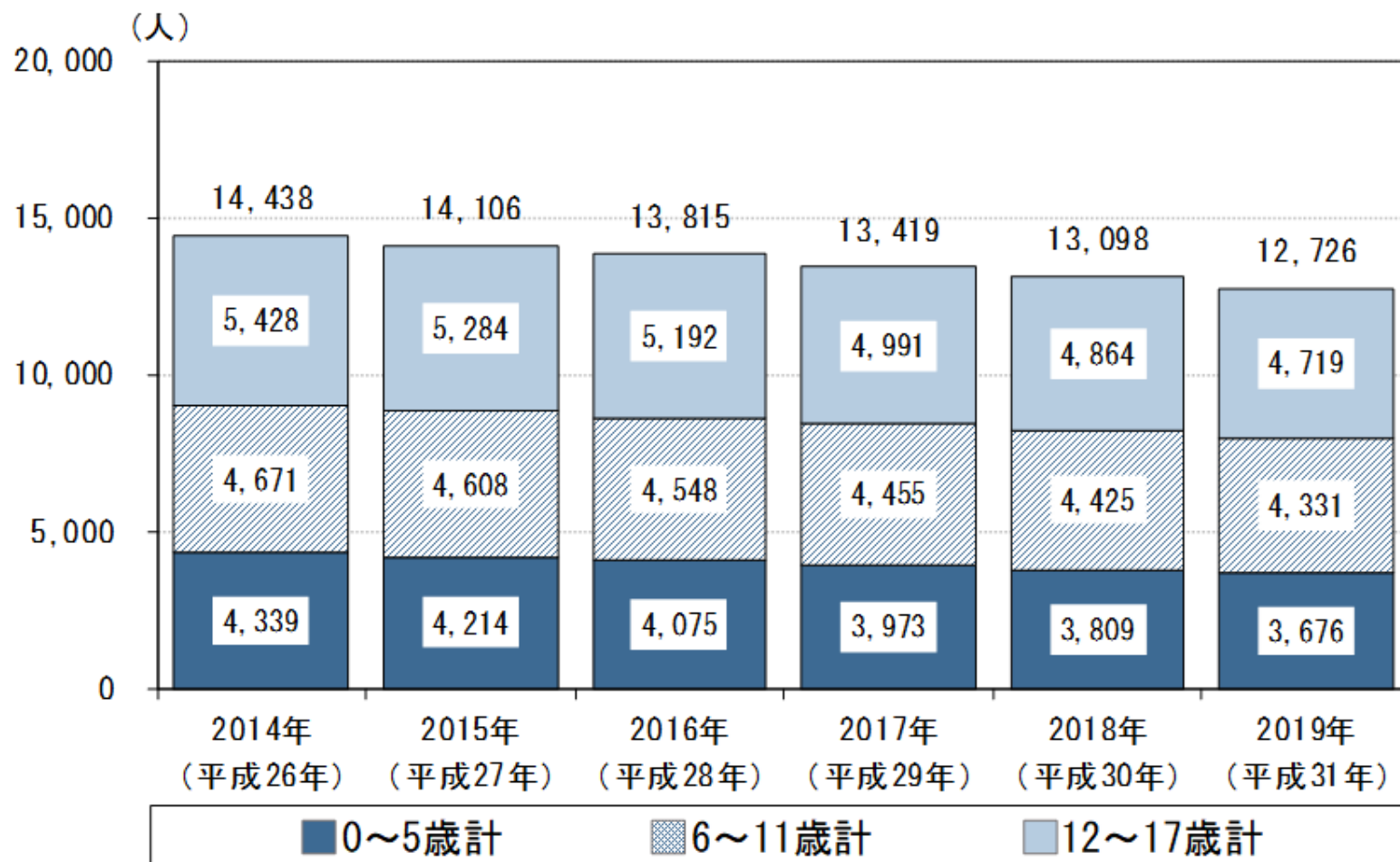
「（仮称）伊賀市こども計画」 策定について

令和6年5月
健康福祉部こども未来課

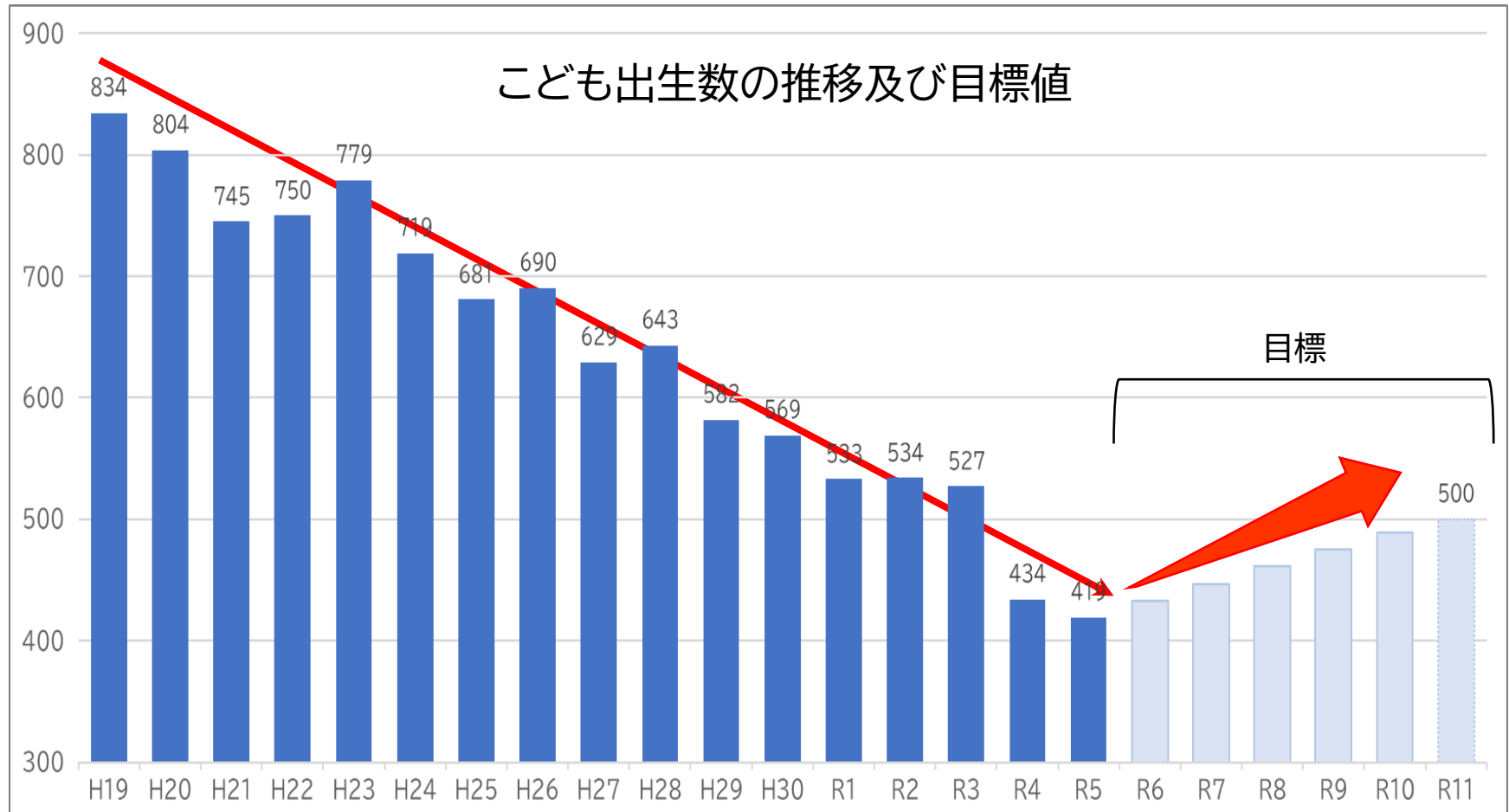
全国 出生数と合計特殊出生率の推移



伊賀市 子どもの人口（0～17歳）の推移



伊賀市の年度別子どもの出生数



こども支援についての近年の動向

- 常に子供の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組みや政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足。
- 令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として、「こども基本法」が施行された。こども基本法では以下のような内容が定められている。

子ども施策に関する大綱（こども大綱）

【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定

【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく計画（「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」）と一体のものとして作成することができる

こども等の意見の反映

【こども基本法第11条に規定】

こどもや子育て当事者当事者の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすることや広く社会に発信していくことが求められている

「伊賀市子ども・子育て支援事業計画計画」について

「子ども・子育て支援法」に基づき、子どもの健やかな成長を促す家庭環境の整備と子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みを進めるための「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、現行計画は令和6年度で終了することから、「第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定する必要があります。

子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

計画の期間

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

平成31年度

伊賀市子ども・子育て支援事業計画



令和2年度

令和3年度

令和4年度

令和5年度

令和6年度

第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画



令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画

「こども計画」の策定について

令和5年4月1日、こども政策を総合的に支援することを目的に「こども基本法」が施行されました。

国は、こども施策に関する基本的な方針、重要事項について「こども大綱」を定め、「こども大綱」には「少子化対策」「子ども・若者育成支援」「子どもの貧困対策」を含まなければならないとされています。

都道府県と市町村には、「こども大綱」を勘案し、「こども計画」を定める努力義務が課せられました。

こども基本法 第10条第3項

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条については「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「子ども・子育て支援事業計画」と「こども計画」の比較

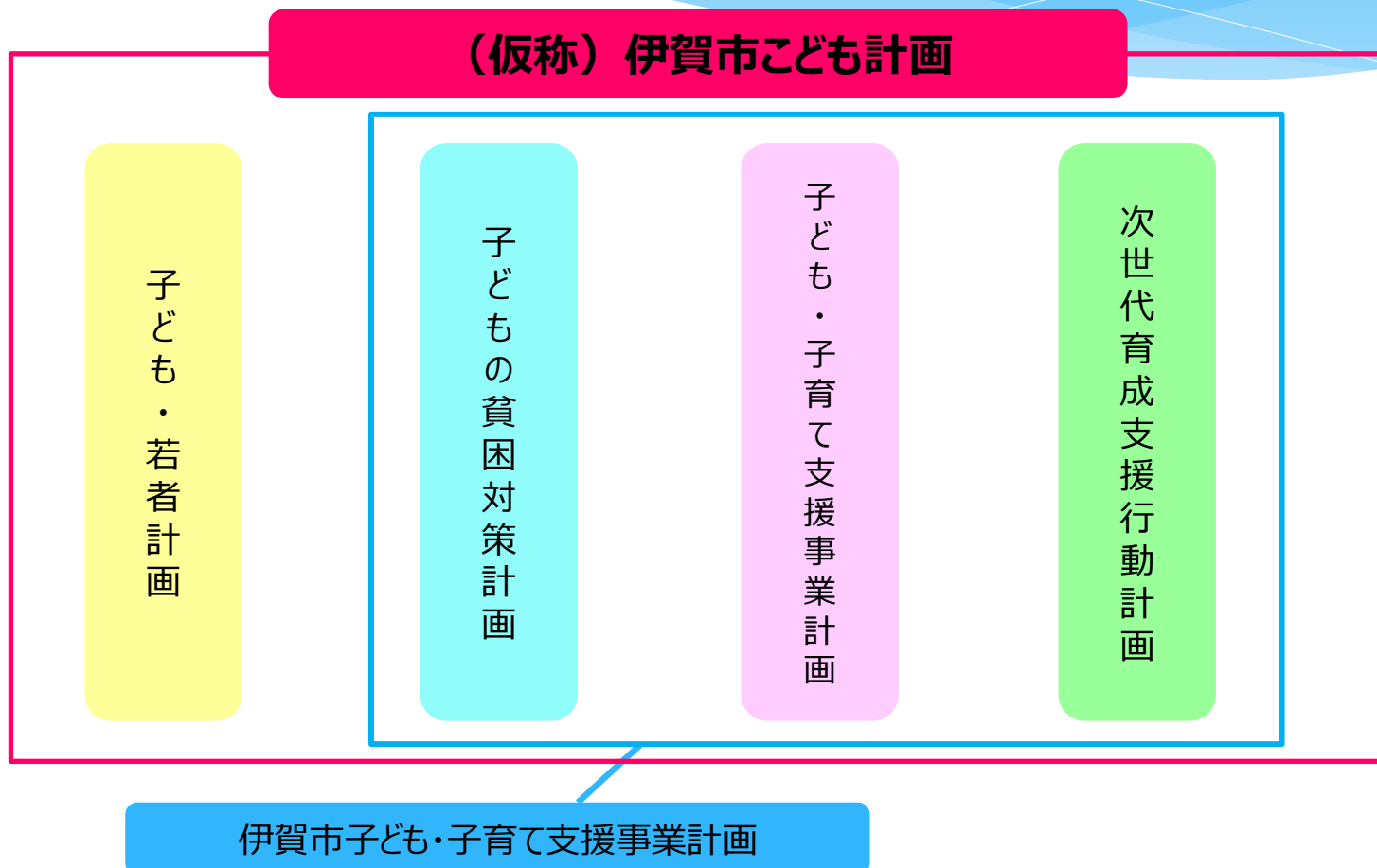
	子ども・子育て支援事業計画	こども計画
策定根拠	義務 (子ども・子育て支援法 第61条第1項)	努力義務 (こども基本法 第10条第3項)
対象	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	乳幼児期から青年期まで(30歳未満)を対象とするが、施策によっては、ポスト青年期まで(40歳未満)も対象

こども計画として一体的に策定するメリット

- ・伊賀市の子ども施策全体に横串を刺すことができるとともに、ライフステージごとの施策を体系づけることができ、市民にとって分かりやすい計画とすることができます。
- ・それぞれの計画に重複する施策や事業が多いため、進捗管理を効率的に行うことが期待できます。

「こども計画」の策定について

伊賀市における子ども施策を総合的に推進するため、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとして作成し、「（仮称）伊賀市こども計画」とします。



「（仮称）伊賀市こども計画」策定の要旨

本市の子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「第２期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」が令和６年度で終了することから、令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間とする「第３期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手しています。

令和５年度に市民へのニーズ調査を実施し、令和６年には人口推計等基礎的データの集計やニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出など、各種データやこれまでの各種事業の取組状況を反映した計画を策定することとしています。

なお、令和５年４月１日に施行されたこども基本法において、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられました。また、令和６年３月には自治体こども計画策定のためのガイドラインが示されたことから、現行の子ども・子育て支援事業計画を包含し、本市のこどもから若者の至るライフステージごとの施策を体系的に展開していくため、「（仮称）伊賀市こども計画」を策定します。

策定スケジュール

第2期子ども・子育て支援事業計画

(仮称) 伊賀こども計画

令和5年度

各種施策の展開

令和5年度の進行管理

委託業者選定

ニーズ調査の実施

令和6年度

各種施策の展開

令和6年度の進行管理

第2期計画の評価及び検証

子ども人口推計等基礎的データ集計

ニーズ調査結果に基づく量の見込みの算出

各種データや事業を反映した計画の作成

令和7年度

(仮称) 伊賀市こども計画に基づく事業展開

令和7年度の進行管理

策定スケジュール その2

